

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月1日及び同月29日（令和6年（行情）諮問第114号
及び同第207号）

答申日：令和7年1月31日（令和6年度（行情）答申第863号及び同第8
64号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特
定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち
特定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる85文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書68」、本件請求文書2に係るものを「文書69」ないし「文書85」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が令和5年9月29日付け防官文第20288号及び同年11月1日付け同第22615号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1関係）（諮問第114号）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情

報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書（第2においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法

に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2関係）（諮問第207号）

ア 上記（1）アと同じ

イ 上記（1）イと同じ

ウ 上記（1）ウと同じ

エ 上記（1）エと同じ

オ 上記（1）オと同じ

カ 上記（1）カと同じ

キ 上記（1）キと同じ

ク 上記（1）ケと同じ

ケ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第114号（原処分1関係）

（1）経緯

原処分1に関する開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1ないし文書68を特定し、令和5年9月29日付け防官文第20288号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第114号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

（2）文書1ないし文書68について

ア 文書1ないし文書67については、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書68については、文書67とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

（3）「当該記事一覧」について

文書1ないし文書68は、上記（2）のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

（4）法5条該当性について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書66の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書3及び文書19のそれぞれ一部並びに文書67及び文書68については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、

法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

- ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが文書1ないし文書66の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、担当部署において文書1ないし文書66と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、文書1ないし文書68の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(4)のとおり、文書1ないし文書68の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書68は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1ないし文書68のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。
- ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 諮問第207号（原処分2関係）

（1）経緯

原処分2に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書69ないし文書85を特定し、令和5年11月1日付け防官文第22615号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第207号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

（2）文書69ないし文書85について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書67」を「文書69ないし文書84」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書68」を「文書85」に、「文書67」を「文書84」に改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「文書1ないし文書68」を「文書69ないし文書85」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書66」を「文書69ないし文書83」に改める。）

イ 文書70の8枚目の一部、文書71の10枚目の一部並びに文書73の2枚目及び3枚目のそれぞれ一部並びに文書84及び文書85の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

（5）審査請求人の主張について

ア 上記1（5）アと同じ

イ 上記1（5）イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 上記1（5）ウと同じ（ただし、「文書1ないし文書66」を「文書69ないし文書83」に改める。）

エ 上記1（5）エと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分2」に、

「文書 1 ないし文書 6 8」を「文書 6 9 ないし文書 8 5」に改める。）
オ 上記 1（5）オと同じ（ただし、「原処分 1」を「原処分 2」に改める。）

カ 上記 1（5）カと同じ（ただし、「文書 1 ないし文書 6 8」を「文書 6 9 ないし文書 8 5」に改める。）

キ 上記 1（5）クと同じ

ク 上記 1（5）キと同じ（ただし、「文書 1 ないし文書 6 8」を「文書 6 9 ないし文書 8 5」に、「本件開示請求 1」を「本件開示請求 2」に改める。）

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 2 を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和 6 年 2 月 1 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 1 1 4 号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同月 1 6 日 審議（同上）

④ 同月 2 9 日 諮問の受理（令和 6 年（行情）諮問第 2 0 7 号）

⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑥ 同年 3 月 1 5 日 審議（同上）

⑦ 令和 7 年 1 月 2 4 日 令和 6 年（行情）諮問第 1 1 4 号及び同第 2 0 7 号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書のうち、文書 1 ないし文書 6 7 については、上記第 3

の１（２）アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管しており、文書６８については、同（２）イにおいて説明するとおり、文書６７の各国データベースとは異なるシステムに保管（登録）されている資料である。

イ 本件対象文書のうち、文書６９ないし文書８４については、上記第３の２（２）アにおいて説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管しており、文書８５については、同（２）イにおいて説明するとおり、文書８４の各国データベースとは異なるシステムに保管（登録）されている資料である。

ウ 本件各審査請求を受け、念のため改めて、陸上自衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（２）以上を踏まえて検討すると、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、本件対象文書は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有しておらず、また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（１）ア及びイ、上記第３の１（３）、同１（５）カ及びキ、同２（３）並びに同２（５）カ及びクの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）文書１ないし文書６６及び文書６９ないし文書８３の不開示部分について（下記（２）で判断する部分を除く。）

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）ア及び同２（４）アのとおり説明する。

当審査会において文書１ないし文書６６及び文書６９ないし文書８３を見分したところ、標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が

あると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (２) 文書３、文書１９の１枚目、文書７０の８枚目、文書７１の１０枚目、文書７３の２枚目及び３枚目のそれぞれ一部並びに文書６７、文書６８、文書８４及び文書８５の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）イ及び同２（４）イのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分（文書６７、文書６８、文書８４及び文書８５については、その名称及び数量を含む。）は、その内容に照らせば、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第１部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢麿、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

(1) 本件請求文書1 (諮問第114号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2023. 3. 28一本本B3330で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第207号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2023. 8. 1一本本B1060で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 特定された文書 (なお、原処分1及び原処分2の各行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。)

(1) 諮問第114号 (原処分1関係)

文書1 ロシアに対する武器禁輸措置が中国製武器の対アフリカ輸出を促進する可能性について

文書2 ロシア太平洋艦隊のキロ改級×1 が潜航状態から「カリブル」を発射

文書3 中国海軍地对艦ミサイル部隊、模擬攻防訓練を実施

文書4 韓国国防部、コブラゴールドで重傷を負った海兵隊員を韓国国内に後送

文書5 ロシア国防相、セレクトター会議を実施 (3月7日)

文書6 第73集団軍、民間船を利用した海上輸送訓練を実施

文書7 韓国、趙太庸新任国家安保室長を任命

文書8 中国の民間宇宙企業、液体燃料ロケット「天竜2号」を打ち上げ

文書9 台湾軍、戦時に「雪山トンネル」を指揮所とすることを検討

文書10 韓国、陸上自衛隊ヘリコプター行方不明に関する報道 (連合ニュース)

文書11 中国の双発多用途ヘリコプターAC332、初飛行を完了

文書12 カンボジア及び中国、第5回2国間軍事演習「ゴールデン・ドラゴン2023」を実施 (2023年3月23日から4月8日)

文書13 北方領土所在のロシア東部軍管区のS-300V4が防空訓練を実施

文書14 日米韓、防衛実務者協議 (D T T) を4月14日開催予定

- 文書 1 5 中国航天科技集団、「ライドシェアロケット」打ち上げを発表
- 文書 1 6 ドイツ連邦軍、募集上の問題に直面
- 文書 1 7 第 1 3 回日米韓防衛実務者協議（D T T）結果
- 文書 1 8 プーチン大統領、在ウクライナ編組部隊司令部を視察
- 文書 1 9 中部戦区陸軍第 8 3 集団軍某合成旅団、瀕海訓練を実施
- 文書 2 0 サウジアラビアとイランの関係が中東諸国に与える影響
- 文書 2 1 有人宇宙船「神舟 1 5 号」、4 回目の船外活動を完了
- 文書 2 2 ロシア軍高級将校の昇任（2 0 2 3 年 2 月）について
- 文書 2 3 台湾の蔡英文・総統、中国の世論戦に反撃
- 文書 2 4 日米韓潜水艦指揮官、米弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（S S B N）に乗艦
- 文書 2 5 アフリカにおける宇宙産業の成長について
- 文書 2 6 日韓国防相会談、2 0 2 3 年 6 月に実施予定、4 年ぶり
- 文書 2 7 ロシア：新型の潜水無人機「ポセイドン」搭載艦の師団が太平洋艦隊に編成予定
- 文書 2 8 無錫聯勤保障センター某旅団、指揮官補職前集合訓練を実施
- 文書 2 9 中国、宇宙貨物船「天舟 6 号」を打ち上げ
- 文書 3 0 日米韓首脳会談を実施（韓国大統領室ブリーフィング 2 0 2 3 . 5 . 2 1）
- 文書 3 1 第 7 5 集団軍某旅団、新型小銃を配備
- 文書 3 2 中国、宇宙科学衛星「澳門科学 1 号」を打ち上げ
- 文書 3 3 スーダンにおける内戦が周辺国に与える影響について
- 文書 3 4 ベグリャコフ大佐を在北方領土第 1 8 機関銃・砲兵師団長として確認
- 文書 3 5 日韓首脳会談開催（2 0 2 3 . 5 . 2 1）
- 文書 3 6 有人宇宙船「神舟 1 6 号」の出征式行われる
- 文書 3 7 フランス軍、ニューカレドニアで多国籍統合演習「南十字星 2 0 2 3」を開催ードイツ、オランダ等に参加国が拡大ー
- 文書 3 8 チェチェンにおける新軍事施設地区について
- 文書 3 9 台湾「技術漏えい」厳罰化のための改正法案を発表
- 文書 4 0 ウクライナ戦争後の新局面の三つのシナリオ、それが中国にとって意味するもの
- 文書 4 1 「竜の歯」：ロシアはウクライナの大反攻に備え占領地域の防衛を強化
- 文書 4 2 ロシア太平洋艦隊の戦闘艦艇支隊が演習実施のため出港
- 文書 4 3 中日海空連絡メカニズムホットライン開通
- 文書 4 4 日韓防衛相会談（2 0 2 3 . 6 . 4）（韓国国防部報道資料）

- 文書 4 5 中国及びサウジアラビアの関係が米国ドルの通貨覇権に与える影響
- 文書 4 6 韓国陸軍、第 3 軍団所属の 5 0 0 MD ヘリコプターが不時着し 2 名負傷
- 文書 4 7 ロシア太平洋艦隊司令官統裁の艦艇戦術グループによる作戦演習が日本海及びオホーツク海で開始
- 文書 4 8 台湾国防部長、「ウクライナの戦い方は参考になる」と発言
- 文書 4 9 米国国防高等研究計画局（DARPA）、戦場のトリアージで AI が困難な判断を下す計画を推進
- 文書 5 0 カナダ、小型 MRZR バギーで大型 TOW ミサイル・システムをテスト中
- 文書 5 1 韓国海軍・海兵隊、「タリスマン・セイバー」参加
- 文書 5 2 ロシア太平洋艦隊のウダロイ級 DD×3 が遠洋海域における作戦演習で艦載砲射撃等を実施
- 文書 5 3 【翻訳資料】ドイツ、ロシアのスパイ活動が活発化と評価
- 文書 5 4 ウクライナ兵がレオパルド 2 戦車に追加防護を施す
- 文書 5 5 英軍戦略コマンド司令官講演：公刊情報がいかにロシア・ウクライナ戦争を形作ってきたか
- 文書 5 6 インドネシア及び米海兵隊、「第 9 回太平洋水陸両用指揮官シンポジウム（PALIS）」を共催
- 文書 5 7 ロシア太平洋艦隊のステレグシチー級 FFG×2 がオホーツク海における作戦演習で艦載砲射撃を実施
- 文書 5 8 第 7 9 集団軍某特戦旅団、軍用犬を随伴しての空挺降下訓練を実施
- 文書 5 9 米国国防高等研究計画局（DARPA）、衛星監視ソフトウェア・ソリューションを開発
- 文書 6 0 日米韓参謀長級会議を実施、北朝鮮の脅威に対して 3 か国の連携の重要性を強調
- 文書 6 1 ロシア太平洋艦隊の大型揚陸艦支隊が遠洋海域における作戦演習で艦載砲射撃を実施
- 文書 6 2 西寧聯勤保障センター、空気充填式野営支援システムを研究開発
- 文書 6 3 米 SSBN、韓国を出港、韓国軍との合同訓練は実施せず
- 文書 6 4 ロシア太平洋艦隊の遠洋海域における作戦演習が終了段階へ移行
- 文書 6 5 台湾国防部「2021 年中共軍事力報告書」を立法院へ提出
- 文書 6 6 ウクライナは旧式の S-200 SAM を対地攻撃に使用しているのか

文書 67 各国データベース

文書 68 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求番号：2023. 3. 28－本本B3330で特定された後に綴られた文書のうち、文書1ないし文書67以外の文書

(2) 諮問第207号（原処分2関係）

文書 69 米韓空軍、「双鷹（サンメ）訓練」実施、韓国F-35A初参加

文書 70 カンボジア国防相、リアム海軍基地の近代化について、計画通りの進捗であると言及（2023年7月30日）

文書 71 北朝鮮が米軍のグローバル・ホークとリーパーにそっくりな無人機を公開

文書 72 台湾、新たな予備役訓練制度を開始

文書 73 I S I L、第4代指導者死亡と公式発表するも、トルコの発表と矛盾

文書 74 イスラエル、ミサイル防衛システム「アロー3」をドイツへ提供

文書 75 米韓、下半期米韓連合演習（U F S）に米宇宙軍初参加

文書 76 ウクライナ軍のN A S A M Sが謎のミサイルを発射

文書 77 ロシア国防相代理、契約軍人の補充に関するセクター会議を実施

文書 78 中部戦区陸軍第81集団軍某合成旅団 長距離機動訓練を実施

文書 79 クリミアのロシア軍S-400を破壊したのは何か

文書 80 多国間演習「スーパー・ガルーダ・シールド2023」について

文書 81 ロシアの民間軍事会社（PMC）37社の概要について

文書 82 中国軍、21式迷彩服の支給を開始

文書 83 韓国軍、北朝鮮の宇宙発射体の引揚げ作戦を終了（2023. 9. 1）

文書 84 各国データベース

文書 85 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2023. 8. 1－本本B1060で特定された後に綴られた文書のうち、文書69ないし文書84以外の文書